

# 県営法人経営農地整備事業

## ○ 目 的

農家の高齢化による地域の担い手不足が進むなか、将来にわたり農業・農村を永続的に発展させていくためには、新たな担い手として、地域外から意欲ある農業法人を呼び込み、農業が地域の産業となる仕組みづくりが必要である。

農業法人を呼び込むため、本事業により農地や農業水利施設等の基盤整備を実施することにより、農業参入や規模拡大する農業法人が県内に増加し、園芸振興が図られ、農業産出額の向上を図る。

## ○ 事業内容

区 分		事業内容
オーダーメイド整備	定率	①農業用排水施設 ②暗渠排水 ③土層改良 ④区画整理 ⑤農作業道 ⑥農地造成 ⑦農用地の保全 ⑧営農環境整備支援 ⑨管理省力化支援 ⑩品質向上支援 ⑪条件改善促進支援 ⑫高収益作物導入支援 ⑬指導
促進費	定率	⑭促進費
農地整備集積協力金	定額	⑮農地整備集積協力金

## ○ 採択要件

区 分	採択要件
オーダーメイド整備	<p>農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農山漁村地域整備交付金の実施要綱及び実施要領に定められた要件のほか、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>① 基盤整備の実施区域において、農業を営営する者は、農業法人（農業協同組合法により設立した農事組合法人及び会社法により設立した会社法人）であり、役員又は重要な使用人が2人以上農作業に従事すること。</p> <p>② 新たな基盤整備の実施区域にて園芸作物を含む販売額が2千万円向上の見込みがあること。</p> <p>③ 事業実施地区を含む「農業経営計画」が策定されていること。</p> <p>④ 中間管理権の存続期間又は残存期間が15年以上であること。</p>
促進費	<p>農地耕作条件改善事業及び畑作等促進整備事業の実施要綱に定められた要件のほか、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>① 新たな基盤整備の実施区域にて園芸作物を含む販売額が5千万円向上の見込みがあること。</p> <p>② 1ha以上（中山間地域においては、0.5ha以上）の連坦化の見込みがあること。</p>
農地整備集積協力金	<p>① 農地の出し手が、農業法人の参入に合意すること。</p> <p>② 農地中間管理権の設定が15年以上可能なこと。</p> <p>③ 農地の出し手が、オーダーメイド整備の実施に合意すること。</p> <p>④ 1ha以上（中山間地域においては、0.5ha以上）の連坦化の見</p>

	込みがあること。
--	----------

○ 事業主体

区 分	事業主体
オーダーメイド整備	県
促進費	県
農地整備集積協力金	市町

○ 補助率等

	国	県	地元	備考
オーダーメイド整備	50% (55%)	27.5%	22.5% (17.5%)	( )は過疎、山振、特農、離島、半島、急傾斜畑地帯、棚田地域等
促進費	50%、 100%	-	-	基盤整備事業費 (⑩～⑬除く) の7.5%～12.5%以内
農地整備集積協力金	-	定額	-	農業委員会における農地貸借料の平均価格 (土地代金)

○ 国庫補助事業名

【非公共】

- ・ 農地耕作条件改善事業
- ・ 畑作等促進整備事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金

【農地整備課調査計画担当】